

# 災害対応行動マニュアル

2016. 12. 1

一般社団法人ボーイスカウト静岡県連盟

安全委員会

## 目 次

### 1 目的

### 2 想定する災害

### 3 ボーイスカウトとして求める事柄

### 4 求める事柄に対する方策

- 1) 災害に関する教育
- 2) 災害が発生した時の行動
- 3) 非常持出し品等

### 5 災害に対応する訓練

- 1) 自分の安全を確保すること
- 2) 仲間の安否確認
- 3) 防災プログラムの実施

### 6 避難所での生活

### 7 事後の方策

- 1) 組織
- 2) 情報の収集と伝達
- 3) 支援の方策
- 4) 災害ボランティアとしての支援
- 5) 県連盟災害対策本部の解散

別紙1 非常持出し品・備蓄品(例)

別紙2 家族の行動表・役割

別紙3 ボーイスカウト静岡県連盟 災害対策組織図

別紙4 地区対策本部組織図

様式1 情報連絡記録(団)

様式2 情報連絡記録(地区)

様式3 情報連絡記録(県連盟)

様式4 安否確認シート(団)

様式5 安否確認シート(地区)

様式6 安否確認シート(県連盟)

参考文献

「地震防災ガイドブック2016」 静岡県

# 災害対応行動マニュアル

## 1 目的

近年、世界でも日本でも、台風、水害、地震などの自然災害が発生し、多くの人々が被災している。

わたしたちの住む静岡県では、東海地震の発生が言われて久しい。

いつ起こるか分からない災害に備え、事前におこなねばならないこと、事後にしなければならないことを検討し、身につけておくことが私達の生命を守り、被害を少しでも少なくすることに役立つだろう。

このマニュアルは、一般社団法人日本ボーイスカウト静岡県連盟の加盟員として、どんなときに、だれが、何をなすべきかを考えるヒントになることを目的に作成するものである。

## 2 想定する災害

静岡県の特性を考え、東海地震を想定する。

静岡県内で震度6弱以上の地震、またはそれ以下であっても、死傷者の発生や家屋の倒壊など、甚大な被害が発生した場合に、このマニュアルに基づき行動するものとする。東海地震を想定して様々な考察をすることは、そのほかの災害の対応にも応用ができるものとする。

## 3 ボーイスカウトとして求める事柄

地震を想定した場合、発生の前に何をしておかなければならないのか。

事前に準備すること、事後にすべきことを想定して考えておくこと、これらの事柄を整理しておこう。

### 【事前】

地震に関する教育

地震が発生した時の行動

地震が発生する前に準備しておくもの

地震に対応する訓練

自分の安全を確保すること

情報の収集、伝達

仲間の安否確認

避難所での生活

### 【事後】

県連盟の組織

情報の収集と伝達

安否確認

被害状況確認

### 【支援】

県連盟の組織  
支援の要請と受入れ  
支援の方法

#### 4 求める事柄に対する方策

##### 1) 災害に関する教育

スカウトの各段階において、進歩課目にのっとり、地震の発生を想定した上で、健康、安全、野外活動、防災等の項目を積極的に習得する。

##### 2) 災害が発生した時の行動

###### (ア) 自らの安全確保

あわてて外に飛び出さない。

小さなケガなら家族で手当てをする

津波の恐れがある地域では、すぐに避難する

###### (イ) 火の始末

あわてず初期消火を行う

消火活動は隣近所で協力する

###### (ウ) 情報の収集、伝達

デマに注意。ラジオ、テレビで正確な情報を入手する

電話の使用はなるべく控える。安否情報は、「伝言ダイアル171」を利用する  
家を離れるときは、看板や伝言メモを残す。

###### (エ) 発災後の生活

避難所ではルールを守り、協力し助け合う

体の不自由な方や負傷者などに心遣いをする

当面は、非常持出し品や備蓄品で生活をする

##### 3) 非常持出し品・備蓄品等（別紙 1参照）

いざという時に持ち出すために事前に準備しておく。

##### 4) 家族の役割分担、行動表の作成（別紙2参照）

#### 5 災害に対応する訓練

学校、職場、地域の防災訓練に参加することで、知識と体験を積むことが望まれる。  
災害が発生したことを想定し、自分はどうしたらいいか、団は、地区は何をするかを  
考え、実行できるように訓練しておくことが必要である。

##### 1) 自分の安全を確保すること

##### 2) 仲間の安否確認

スカウトの安否とともに家族の安否、被害の状況を確認する。

##### 3) 防災プログラムの実施

常日頃の活動時より、防災を意識したプログラムを取り入れ実施する。

#### 6 避難所での生活

避難所のリーダーの指示に従い、避難所のルールを守る。  
お年寄りや負傷者、小さい子供をいたわる。

## 7 事後の方策

静岡県内で震度6弱以上の地震、またはそれ以下であっても、死傷者の発生や家屋の倒壊など、甚大な被害が発生した場合に、つぎのような体制を組む。

### 1) 組織（別紙 3）

#### ア) 団

団は災害担当責任者をおき、団委員長とともに、情報の収集、伝達に当たる。

#### イ) 地区

地区は災害担当責任者をおき、地区委員長とともに、情報の収集、伝達に当たる。

#### ウ) 県連盟

県連盟は災害対策本部を設置する。

災害対策本部は、各地区を通じ被害の状況を把握し、行政、日本連盟と連携して支援に当たる。

### 2) 情報の収集と伝達

電話連絡は、災害発生直後には混雑が予想される。危険が小さくなった時点で情報の収集、伝達を行う。

伝言ダイヤル171を活用する

団は各加盟員の安否情報、被害状況、支援の要否を確認し、地区を通じ県連盟災害対策本部に報告する。

### 3) 支援の方策

県連盟加盟団の活動を支えるための援助を想定する。

活動のための指導者の派遣

活動のための資材の貸与

災害により、指導者の被災、資材の損壊、消滅で活動に支障の発生した団は、所属する地区に対し、支援を申し出る。

申し出を受けた地区は、地区内各団の調整により、指導者の派遣、資材の貸与の支援を行う。

地区内で調整の困難な場合は、県連盟に支援を要請する。

県連盟は、支援の要請を受け、県全体を対象として調整を図る。

### 4) 災害ボランティアとしての支援

災害発生当初においては、支援を要請する側、支援を提供する側とも、地域のボランティア本部の調整に委ねる。

その後においては、県連盟加盟員の共助の形としての支援を実施する。

#### ア) 県連盟の組織

県連盟災害対策本部に支援本部を設ける。

イ) 支援の要請と受入れ

支援を必要とする加盟員が存在する団は、地区を通じ県連盟支援本部へ必要事項を明らかにし、支援を要請する。

(支援の内容、支援の場所、必要人数、支援の期間)

支援を要請した地区には、地区受援本部を設ける。

ウ) 支援の方法

比較的被害が少なく、他地区への支援が可能な地区は、県連盟支援本部へ、その旨申し出る。

県連盟支援本部は、支援可能の申し出と支援要請を調整し、支援先を決定する。

5) 県連盟災害対策本部の解散

県連盟加盟員の安否確認、加盟団の活動の確保が確認されるに至ったときは、県連盟災害対策本部は解散する。

2010年9月1日初版発行

2016年12月1日改版発行

一般社団法人ボーイスカウト静岡県連盟  
安全委員会